

## 綾瀬市障害者地域生活サポート事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、神奈川県で定める市町村障害者福祉事業推進補助金交付要綱（平成31年4月1日施行。以下「県要綱」という。）及び市町村障害者福祉事業推進補助金交付要領（平成31年4月1日施行。以下「県要領」という。）に基づき社会福祉法人等（以下「法人等」という。）が事業を実施する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付の対象)

第2条 この補助金の交付対象は、県要綱第2条に基づく事業のうち次に掲げるサポート事業を実施する法人等とする。

- (1) 地域交流等支援事業
- (2) 地域防災拠点事業
- (3) 生活環境改善支援事業

### (補助金の対象経費)

第3条 補助金の対象経費は、県要領第3条に規定する障害者地域生活サポート事業に係る所要額とし、その額は、予算の範囲内で市長が定める額とする。

### (交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする法人等は、規則第4条に規定する申請書及び市町村障害者福祉事業推進補助金事業実施要領（障害者地域生活サポート事業分）（平成31年4月1日施行。以下「県実施要領」という。）第5条に基づく事業実施届を市長に提出しなければならない。

### (交付決定)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し補助金を交付すべきと認めるときは、綾瀬市障害者地域生活サポート事業補助金交付（変更）決定通知書（第1号様式）により通知するものとする。

### (交付条件)

第6条 市長は、前条の決定をするときは、次の条件を付するものとする。

- (1) 補助金をその目的以外に使用しないこと。
- (2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中

止し、若しくは廃止しようとする場合には、あらかじめ綾瀬市障害者地域生活サポート事業計画変更（中止・廃止）承認申請書（第2号様式）を県実施要領6条に基づく事業変更（中止・廃止）届を添付し、市長に提出するものとする。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告しその指示を受けること。

（変更交付決定等）

第7条 市長は、前条第2号に規定する変更承認申請があったときは、その内容を審査し補助金を変更交付すべきと認めるときは、綾瀬市障害者地域生活サポート事業補助金交付（変更）決定通知書（第1号様式）により通知するものとする。

（補助金の交付）

第8条 補助金は、法人等の請求に基づき、第5条及び第7条の規定により決定した額を交付するものとする。

2 生活環境改善支援事業に関し、市長は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第29条第7項の規定に基づき介護給付費等の支払いに関する事務を国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会に委託しているときは、法第28条第1項第10号に規定する施設入所支援に係る法第29条及び第30条の規定による支払いに併せて、前項の規定による支払いを行うことができるものとする。

（実績報告）

第9条 この補助金の交付を受けた者は、補助事業等が完了した日の翌日から起算して30日以内に、規則第12条の規定により実績報告書を市長に提出しなければならない。なお、提出にあたっては県実施要領第7条に基づく事業実施状況届を添付するものとする。

（書類の整備等）

第10条 補助金の交付を受けた者は、事業に係る収入及び支出についての書類を整備保管しなければならない。

2 前項に規定する書類の保管期間は、当該補助事業の完了の属する市の会計年度の翌日から5年間とする。

附 則

この要綱は、平成20年9月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間必要な調整をして使用することができる。

(施行期日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

第1号様式（第5条・第7条関係）

綾瀬市障害者地域生活サポート事業補助金交付（変更）決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

⑩

年 月 日申請があった 年度綾瀬市障害者地域生活サポート事業補助金の交付について次のとおり決定したので通知します。

- 1 補助対象事業名
- 2 補 助 金 額
- 3 補 助 条 件 補助金の目的以外に使用しないこと。

第2号様式（第6条関係）

綾瀬市障害者地域生活サポート事業計画変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者 住所又は所在地

名 称

氏名又は代表者氏名

⑨

年 月 日付で交付決定を受けた 年度綾瀬市障害者地域生活サポート事業補助金に係る事業等を次のとおり変更（中止・廃止）したいので承認を受けたく、関係書類を添えて申請します。

1 対象補助事業名

2 変更の内容等

項 目	変更前	変更後
事 業 内 容		
対象事業費		
補 助 金 額		

3 変更の理由

4 添付書類